

議会議案第10号

大東市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年7月28日提出

大東市議会議員	石垣直紀
〃	酒井一樹
〃	品川大介
〃	北村哲夫
〃	天野一之

理 由

重大な感染症のまん延防止又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参加が困難な状況下においても、オンラインの活用により委員会の開会を可能とすることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市議会委員会条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

2 オンラインを活用した委員会に出席した委員は、次条及び第14条第1項の出席委員とする。

3 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。